

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン

第一 趣旨

農山漁村については、高齢化や人口の減少が都市部以上に大幅に進行し、また、農業所得をはじめ地域の所得が減少傾向にあるなど、厳しい状況におかれている。さらに、生活環境の整備状況は都市部に比べ、なお低い水準にあり、農山漁村の活力低下が続いているのが現状である。

一方、農山漁村については、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっていることも事実である。

このような中で、都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つ生活、いわゆる二地域居住を実践する者等、新しい形態で農山漁村と関わりを持つ者も増えはじめている。

こうしたことを踏まえ、農山漁村における定住や二地域居住、農山漁村と都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、法が制定されたものである。

第二 定住等及び地域間交流

1 定住等（法第2条第1項）

「定住等」とは、「農山漁村における定住」及び「都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有すること」（いわゆる「二地域居住」）をいうこととされている。

この「二地域居住」とは、農山漁村に居所を有する点で、「定住」に近い概念と考えられるが、都市に住所は維持したままの状態であることから、「定住」の概念では完全に包摂することは難しいと考えられる。このため、法においては、「定住」のほか、「二地域居住」を含めて「定住等」と定義する。

なお、「農山漁村における定住」には、都市住民が農山漁村に移り住むことのほか、現に農山漁村に住んでいる人が離村することなく住み続けることも含む概念として捉えることが適当である。

2 地域間交流（法第2条第2項）

「地域間交流」とは、「都市の住民の農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流」をいうこととされている。

第三 地域

法に基づく措置の対象となる地域は、法第3条各号に掲げられた要件に該当す

る地域であり、その考え方については、法第4条第1項に基づき農林水産大臣が定める定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成19年8月2日公表。以下「基本方針」という。）において、「定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域の設定に関する基本的事項」として示されたところであるが、具体的には以下のとおりとすることが適当であると考えられる。

1 農林漁業が重要な事業である地域であること（法第3条第1号）

国勢調査、農林業センサス、漁業センサス等の公的な統計データに基づき、当該地域における農林漁業に関連する客観的な指標を用いて、当該地域において、農林漁業が重要な役割を担っているかをもって判断することが望ましい。具体的な判断に当たっては、以下の数値を参考とすることが適当であると考えられる。

- (1) 当該地域の総面積に対する農林地の占める割合がおおむね80%以上であること又は漁港（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港をいう。）と一体的に発展した地域であること
- (2) 当該地域における国勢調査の結果を用いて算定した全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね5%以上であること

2 定住等及び地域間交流を促進することが有効かつ適切であること（法第3条第2号）

当該地域の人口の動態、農林漁業の現状、総合計画や産業振興に関するビジョン等の地域づくりの方針との整合性等について確認し、当該地域において、定住等及び地域間交流を促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化へ効果のあるものかどうかをもって判断することが望ましい。

例えば、次のようなケースについては、この要件に該当しないものと考えられる。

- ・ 当該地域の周辺の地域において、既に都市との地域間交流が盛んに行われていることから、当該地域に地域間交流を促進するための対策を実施しても、あまり効果が認められない場合（農山漁村の活性化にとって有効でないケース）
- ・ 定住等及び地域間交流を促進するための対策を実施していくことが、居住者及び滞在者を増加させるという効果はあっても、当該地域の周辺の地域に存する自然環境の保全の観点からは望ましくない場合（農山漁村の活性化にとって適切でないケース）

3 既に市街地を形成している区域以外の地域であること（法第3条第3号）

当該地域の人口、人口密度、建物の敷地の面積の割合等を勘案して判断し、既に市街地を形成していると判断される区域が、定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域に含まれないこととすることとするが、建築物の敷地の面積の割合を勘案するに当たっては、農林漁業関係施設の占める割合を考

慮することが望ましい。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定された用途地域は、現に市街地を形成していない場合でも、将来的に都市的土地利用が行われる蓋然性が高い区域であり、「既に市街地を形成している区域」に準ずる地域に相当すると考えられるため、漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落等を除いて、原則として定住等及び地域間交流の促進のための措置を講ずべき地域に含まないこととすることが望ましい。

第四 活性化計画

1 活性化計画の作成

都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成することができる（法第5条第1項）。

活性化計画の作成に当たっては、当該地域に特別な景勝地や名跡がなくとも、美しい山河や田園風景といった通常の農山漁村が有する地域資源が活性化に向けた大きな力となることを改めて認識した上で、少子高齢化等の地域社会の動向、地域の農林漁業の現状、歴史・風土・景観等の地域の特性に応じ、有形・無形の地域資源を持続的に活用しつつ創意工夫を発揮して定住等及び地域間交流の促進による地域の活性化を目指すことが望ましい。

特に、農林漁業は、農山漁村における基幹産業であることから、活性化計画は、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれたものとする必要がある。

また、定住等及び地域間交流を促進する際には、関係する地方公共団体の施策や農林漁業団体等の活動と整合性をもって施策を展開することが必要である。このため、活性化計画の作成に当たっては、作成主体となる地方公共団体は、関係する地方公共団体との連携を密にするとともに、農林漁業団体やNPO法人等の地域における関係団体との調整を十分に行うものとする。

なお、活性化計画の様式については、別記様式第1号を参考にされたい。

2 活性化計画に定める事項

（1）活性化計画の区域（法第5条第2項第1号）

活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村の区域内であって、法第3条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めることとなる。

この場合、法による措置が講じられる地域として、その範囲を特定する必要があることから、緯度経度による表示、地番による表示、道路、河川等の境界による表示等により、外縁が明確となるようにすることが適当であると考えられるため、原則として、地図等により図示することが望ましい。

（2）活性化計画の目標（法第5条第2項第2号）

活性化計画に基づく事業の実施等により、（１）の区域において実現されるべき地域活性化の目標を記載する。当該目標については、活性化計画の達成状況等の評価に用いられることとなるため、原則として定量的な指標を用いて具体的に記述することが望ましい。目標については、活性化計画を作成する都道府県又は市町村が、当該地域の実情等を踏まえて、自主性と創意工夫を生かして設定することが望ましいが、例えば、当該地域への居住者や滞在者の増加数等を目標として記載することが適当であると考えられる。

（３）（２）の目標を達成するために必要な事業（法第５条第２項第３号）

都道府県又は市町村が（２）の目標を達成するために実施する事業であって、次の①から④までに該当するものについて記載することとされている。

この場合、法第６条の交付金を活用して実施する事業とそうでない事業について、明確に区分した上で記載するものとする。

また、活性化計画の基本的な性格にかんがみ、地域の農林漁業の健全な発展と調和がとれたものであることが必要であり、農林漁業等の振興及び農林地の保全を通じた国土及び環境の保全等の機能が十分に発揮されないおそれのある施設整備等に係る事業等は、活性化計画の目標を達成するために実施する事業としては、適当ではないと考えられる。

なお、農林水産省以外の府省庁等の所管に係る事業は、農山漁村の活性化を主たる目的としておらず、当該事業は記載することが適当ではないことに留意する必要がある。

① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業（第３号イ）

定住等を促進するためには、農山漁村における基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であることから、そのための生産基盤及び施設の整備に関する事業を記載する。

このうち、交付金の交付対象となる事業としては、基盤整備、農用地保全、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設、農道（広域農道及び農免農道を除く。以下この①において同じ。）、連絡農道（広域農道及び農免農道を除く。以下この①において同じ。）、林道（緑資源幹線林道を除く。以下この①において同じ。）、農業集落道等の整備が該当する。

なお、農道及び連絡農道については、農業の生産の基盤の整備を、林道については、主として森林施業の実施及び管理運営に供することを、農業集落道については、農業集落周辺における農業用道路を補充し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供することを、それぞれ目的とするものであることに留意する必要がある。

② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業（第３号ロ）

また、定住等を促進するためには、生活の場である農山漁村について、生活環境の整備を図ることが必要であることから、集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業を記載する。

このうち、交付金の交付対象となる事業としては、簡易排水施設のほか、情報通信基盤施設、簡易給水施設、防災安全施設等の整備が該当する。

③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業（第3号ハ）

地域間交流を促進するため、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業を記載する。

このうち、交付金の交付対象となる事業としては、地域資源活用総合交流促進施設、市民農園その他農林漁業体験施設、農山漁村の有する地域資源を活用し、都市住民等への農山漁村に対する理解を促進すること等を目的とした自然環境等活用交流学習施設等の整備が該当する。

なお、市民農園については、法第11条に、法第5条第3項に規定する市民農園の整備に関する事業を実施する農林漁業団体等について、その実施する事業が法第5条第1項に規定する活性化計画に記載された場合には、その手続上の負担軽減を図る観点から、市民農園整備促進法（平成27年法律第44号）第7条第1項に基づく認定の申請において、同項及び同条第2項の規定にかかわらず、簡略化された手続によることができる旨が規定されている。この考え方については、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第11条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の制定について」（19農振第818号、国都公緑第99号、平成19年8月1日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市・地域整備局長通知）を参照されたい。

④ その他農林水産省令で定める事業（第3号ニ）

①から③までに掲げる事業のほか、（2）の目標を達成するために必要な事業を記載する。

このうち、交付金の交付対象となる事業としては、施行規則第1条に規定される農林漁業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用を確保するための施設の整備のほか、地域住民活動促進施設の整備等が該当する。

（4）（3）の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項（第4号）

（3）の事業に付随して行われる事業又は事務を記載するものであり、このうち、交付金の交付対象としては、例えば、地域間交流の拠点となる施設の整備に先立って実施されるソフト事業のほか、都道府県又は市町村が提案する事業や農山漁村の住民への啓発、研修等の活動への支援等（ワークショ

ップ、専門家の派遣、事業のPR等)の事務等が該当する。

(5) (3) 及び (4) に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項 (第5号)

定住等及び地域間交流を促進する取組を行うに当たっては、他の地方公共団体と連携を強化することが重要であることから、都道府県又は市町村が活性化計画の目標を達成するための他の地方公共団体との連携について、記載する。

(6) 計画期間 (第6号)

(2) の目標を達成するために必要な取組を進めようとする期間として、都道府県又は市町村は、活性化計画の始期と期間を示す必要がある。その際、計画期間の長短については、計画作成主体が自主的な判断により定めるものであるが、社会経済情勢の変化に的確に対応して事業等を実施していく必要があること、また、計画期間があまりにも長期にわたると明確な目標を設定することが困難となることから、原則として3から5年程度を限度とすることが望ましいと考えられる。

3 農林漁業団体等が実施する事業

活性化計画に記載する事業は、都道府県又は市町村自身が実施するもののほか、法第5条第3項に規定する農林漁業団体等が実施する事業であっても、都道府県又は市町村がその事業費の一部を負担してその推進を図る事業については、当該事業の実施主体の同意を得て計画に記載することができることとされている (法第5条第3項)。

農林漁業団体等には、農林漁業者の組織する団体又は特定非営利活動法人に準ずるものとして、次の(1)から(4)までに掲げるものが含まれる (施行規則第3条)。

- (1) 民法 (明治29年法律第89号) 第34条の法人
- (2) 都道府県又は市町村が資本金の2分の1以上を出資している株式会社で、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業を営むもの
- (3) 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、農山漁村の活性化を図るための活動行うことを目的とするもの
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、定住等及び地域間交流の促進に関する観点から必要と認められる事業又は事務を実施する者として、都道府県知事又は市町村長が指定したもの

4 農林漁業団体等による活性化計画の案の作成についての提案

農林漁業団体等のノウハウやアイデアを積極的に採り入れることにより、定住等及び地域間交流の取組を一層促進するため、これらの促進に寄与する事業を実施しようとする農林漁業団体等から、都道府県又は市町村に対し、活性化計画の案の作成についての提案をすることができることとされている (法第

5 条第 5 項）。

また、手続の透明性を確保するため、提案を受けた都道府県又は市町村は、当該提案を踏まえた活性化計画の案を作成するかどうかを判断し、その必要がないと判断したときは、提案者にその旨及びその理由を通知しなければならないこととされている（法第 5 条第 6 項）。

5 農林地所有権移転等促進事業

（1）農林地所有権移転等促進事業の趣旨

活性化計画に記載する事業を行う場合には、活性化施設（法第 5 条第 7 項に規定する活性化施設をいう。以下同じ。）の円滑な整備が図られるような土地利用を実現する必要があるため、その所有権の移転等を促進する必要がある。このため、市町村は、農林地等の施設用地への転換と農林地の代替地の取得が円滑に行われるよう、様々な土地利用と複数の関係者に係る権利移転を一括して処理する農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、当該事業に関する事項を活性化計画に記載することができることとされている（法第 5 条第 7 項）。

（2）農林地所有権移転等促進事業の対象となる土地

農林地所有権移転等促進事業の対象となる土地は、次に掲げる土地（農林地等）である（法第 2 条第 3 項各号）。

① 農用地（第 1 号）

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する「農地」及び「採草放牧地」に該当する土地である。

② 林地（第 2 号）

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する「森林」に該当する土地である。

③ 活性化施設用地（第 3 号）

現に活性化施設の用に供されている土地及び開発して活性化施設用地とすることが適当な土地である。

④ ①から③までに掲げる土地と一体的に利用される土地（第 4 号）

土留等農林地や活性化施設用地の保全上必要な土地のほか、①から③までに掲げる土地に隣接し利用上一体となっている土地である。

（3）農林地所有権移転等促進事業に関して活性化計画に定めるべき事項（法第 5 条第 7 項各号、施行規則第 4 条）

① 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

活性化施設の円滑な整備を図るとともに、周辺地域における農用地の集団化等農業構造の改善に資するよう配慮するほか、農林漁業団体等が定住等及び地域間交流の促進に寄与するために行う自主的な取組を支援することを旨とすること、農林地所有権移転等促進事業を活用することにより

整備する活性化施設の範囲など、農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を明らかにすることが望ましい。

② 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

移転される所有権の移転の対価の算定基準については、土地の種類及び利用目的ごとに近傍類似の土地の取引の価額に比準して算定される額を基礎とし、農林地等にあつてはその土地の生産力等を勘案して、活性化施設用地にあつては近傍類似の地代等から算定される推定の価格、同等の効用を有する土地の造成に要する費用の推定額等を勘案して、算定する（ただし、対象となる土地が地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合においては、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する）旨を定めることが望ましい。

また、移転される所有権の移転の対価の支払の方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座に振り込む、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う旨を定めることが望ましい。

③ 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

イ 地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準については、次のとおり定めることが望ましい。

- ・ 農用地として利用する場合においては、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の大半が希望する期間
- ・ 林地として利用する場合においては、森林の生育に係る期間が通常数十年と長いことに配慮した期間
- ・ 活性化施設用地として利用する場合においては、施設の耐用年数、事業計画の年数等を考慮した期間

また、その残存期間に関する基準については、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間を基準として定めることが望ましい。

ロ 地代又は借賃の算定基準については、次のとおり定めることが望ましい。

- ・ 農地については、農業委員会が定める標準小作料、当該農地の生産条件等を勘案し、採草放牧地については、その採草放牧地の地代又は借賃の額に比準して算定する。
- ・ 林地については、近傍の林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

- ・ 活性化施設用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

また、その支払の方法については、関係者に不利益が生じない範囲で極力簡便な方法にすることが望ましい。したがって、一般的な方法としては、地代又は借賃は毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込、持参等により、当該年に係る地代又は借賃の全額を一度に支払う旨を定めることが適当である。

④ 農林地所有権移転等促進事業の実施により、設定され又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

イ 農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件については、所有権移転等促進計画において定める有益費の償還等権利の条件に関する事項を定めることが望ましい。

ロ その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項については、農林地所有権移転等促進事業の実施によって成立する当事者間の法律関係が明確になるよう賃貸借、使用貸借、売買等当事者間の法律関係に関する事項を定めることが望ましい。

(4) 都道府県知事の同意（法第5条第8項）

活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村を除く。）は、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

6 他の計画等との調和

活性化計画は、その計画事項の内容や対象地域において、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画等地域振興に関する計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画等森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村が作成する都市計画の基本的な方針と極めて密接に関連していることから、その実施に当たって混乱が生じないよう、これらの各計画と調和が保たれたものである必要がある。

なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、半島振興計画（半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条に規定する半島振興計画をいう。）、離島振興計画（離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条に規定する離島振興計画をいう。）、奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法第189号）第3条に基づく奄美群島振興開発計画をいう。）、小笠原諸島振興開発計画（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条に基づく小笠原諸島振興開発計画をいう。）、豪雪地帯対策基本計画（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第3条に基づく豪雪地帯対策基本計画をいう。）及び特殊土地地帯対策事業計画

（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）第 3 条に基づく特殊土壌地帯対策事業計画をいう。）等が含まれると解される。

また、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想は、市町村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本方針に当たるものであることから、活性化計画はその考え方や内容について基本構想と適合し、かつ、齟齬や矛盾がないことを担保する観点から、基本構想に「即したもの」として作成される必要がある（法第 5 条第 9 項）。

このほか、国土の利用に関しては、国土利用計画（国土利用計画法第 7 条及び第 8 条に規定する都道府県計画及び市町村計画をいう。）を基本とするとともに、特定漁港漁場整備事業計画（漁港漁場整備法第 17 条第 1 項に規定する特定漁港漁場整備事業計画をいう。）及び港湾計画（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 に規定する港湾計画をいう。以下同じ。）と調和が保たれたものであることが望ましい。

7 活性化計画の公表等

（1）活性化計画の公表等（法第 5 条第 10 項）

都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこととされている。具体的には、当該都道府県又は市町村の公報にその概要を掲載するとともに、当該都道府県又は市町村の事務所において縦覧に供することやホームページへの掲載等により、広く周知することが望ましい。

また、関係行政機関等の円滑な協力・連携に資するよう、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村にあっては都道府県に、当該活性化計画の写しを送付しなければならないこととされている。

（2）活性化計画の変更（法第 5 条第 11 項）

活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、社会経済情勢の変化等により必要が生じたときは、当該活性化計画を変更することが望ましい。

この場合には、法第 5 条第 4 項から第 6 項まで、第 8 項及び第 10 項の規定が準用される。

8 その他留意事項

都道府県又は市町村は、活性化計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。

（1）市街化調整区域内において新設又は用途変更による活性化施設の整備に係る事業を活性化計画に記載する場合には、あらかじめ、都市計画法による開発許可の見込みについて都道府県又は市町村の開発許可担当部局との間において確認が得られている必要があること。

また、農地法に基づく農地転用等その他法令に基づく許認可が必要な場合

においても、あらかじめ、当該許可権者等の担当部局との調整を図っておく必要があること。

- (2) 都市計画区域内において、広場など公園と同様の機能を有する施設に係る事業を活性化計画に記載する場合には、あらかじめ、当該事業について都道府県又は市町村の都市計画、都市公園、緑地関連担当部局と十分に調整を図ること。
- (3) 活性化計画の基本的な性格にかんがみ、定住等や地域間交流を促進する効果があるものであっても、工場や大規模商業施設は活性化施設に含まれないこととする。
- (4) 都道府県は、市町村が農地転用に関する内容を含む活性化計画を作成しようとする場合において、当該市町村から農地法に基づく転用手続等に係る事前の相談等があったときは、事案の内容を十分聴取の上、農地転用許可基準等の適用上の問題点の指摘を行うとともに、適正な農地転用許可申請書の提出又は所有権移転等促進計画の作成が行われるよう助言等を行うこと。
- (5) 市町村が活性化計画の作成主体であり、かつ当該活性化計画に市民農園の整備に関する事業を記載する場合は、当該事業を実施しようとする農林漁業団体等は、当該市町村に、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面を提出すること。
- (6) 活性化計画に農道整備事業・林道整備事業を含むときは、「道路事業と農道整備事業・林道整備事業の調整の充実について」（平成11年3月31日付け建道地発第12号、11-1（農）、11-8（林））に即し、都道府県の農道担当部局・林道担当部局と道路担当部局間の連絡、調整を十分にはかること。また、活性化計画に農業集落道整備事業を含むときは、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県道路担当部局と十分な時間的余裕をもって協議を行うこと。
- (7) 法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に法を見直すこととされている（法附則第2条）。このようなことにかんがみ、活性化計画の作成主体である市町村又は都道府県は、作成した活性化計画について自己評価しておくこと。

第五 交付金の交付等

1 活性化計画の提出

都道府県又は市町村は、2の交付金を充てて活性化計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該活性化計画に次の書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない（法第6条第1項、施行規則第5条各号）。

- (1) 活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面（施行規則第5条第1号）
- (2) 交付金の額の限度を算定するために必要な資料（施行規則第5条第2号）

2 交付金の交付

国は、1の都道府県又は市町村に対し、提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる（法第6条第2項）。

この場合において、交付金は、活性化計画を提出した都道府県又は市町村ごとに交付するものとし、その額は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱等の定めるところにより算出された額を限度とする（施行規則第6条第1項）。

このほか、交付金の交付手続、交付金の経理その他必要な事項については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱等の定めるところにより行わなければならない（施行規則第6条第3項）。

第六 所有権移転等促進計画

1 所有権移転等促進計画の作成

農林地所有権移転等促進事業に関する事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、当該事業を行おうとするときは、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする（法第7条第1項）。なお、所有権移転等促進計画の様式については、別記様式第2号を参考にされたい。

2 所有権移転等促進計画に定める事項

所有権移転等促進計画には、次の事項を定めるものとされている（法第7条第2項、施行規則第8条）。

- (1) 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (2) (1)の者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- (3) (1)の者に(2)に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
- (4) (1)の者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
- (5) (1)の者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては、地代及び借賃及びその支払の方法
- (6) (1)の者が設定又は移転を受ける農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項（(4)及び(5)に掲げる事項を除く。）
- (7) (2)の土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該土地に係る(4)又は(5)の土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである

場合にあっては、次に掲げる事項

- ① (1) の者の農業経営の状況
- ② 権利を設定し、又は移転をしようとする土地が農地法第3条第2項第6号の土地であるときは、その旨
- ③ その他参考となるべき事項

なお、①については、次に掲げる事項を記載するものとする。

イ 法第7条第2項第1号に規定する者又はその世帯員が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農用地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現にその耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積

ロ 法第7条第2項第1号に規定する者が個人である場合にあっては法第7条第2項第1項に規定する者又はその世帯員がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びこれらの者が当該事業につきその労働力以外の労働力に依存している状況、法人である場合にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況

ハ 法第7条第2項第1号に規定する者又はその世帯員がその耕作又は養畜の事業に供している農機具及び役畜の状況

3 所有権移転等促進計画の要件

所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならないこととされている（法第7条第3項）。

(1) 活性化計画への適合（第1号）

所有権移転等促進計画の内容は、法第5条第7項の規定により活性化計画に定められた農林地所有権移転等促進事業に係る事項その他活性化計画の内容に適合するものでなければならないこととされている。

(2) 関係権利者の同意（第2号）

所有権移転等促進計画は、所有権の移転等が行われる土地ごとに、所有権の移転等を受ける者並びに所有権の移転等が行われる土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていなければならないこととされている。

(3) 農業振興地域整備計画、都市計画等への適合（第3号）

所有権の移転等が行われる土地の利用目的は、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画等の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該土地利用目的に供することが適当認められなければならないこととされている。なお、所有権の移転等が行われる土地に港湾法第2条第4項に規定する臨港地区内の土地を含む場合にあっては、「土地利用に関する計画」には港湾計画が含まれる。

(4) 農業構造の改善に資するように定められていること（第4号）

所有権移転等促進計画の内容は、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化施設の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められていることとされている。

この趣旨は、大規模な農地の転用を含み、地域の農業の健全な発展に支障をきたすことがないようにするとともに、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に基づき経営改善計画の認定を受けている者をいう。以下同じ。）等の担い手の経営農地を活性化施設の用地に供することの無いように配慮するとともに、必要な場合には所有権移転等促進計画の中で認定農業者等への利用権の設定等を行うことが適当であるということである。

したがって、認定農業者等の経営地をやむを得ず活性化施設の用に供する場合には、例えば、当該認定農業者等の経営面積が縮小しないよう既存経営地に隣接した農地を代替地として所有権移転等促進計画の中で手当てすることも考えられる。

また、優良農地確保の観点から、所有権の移転等を受ける土地が2ヘクタールを超える農用地であって、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第5条第1項本文に該当する場合を含む所有権移転等促進計画は、この要件に照らして適当でないと考えられる。

(5) 所有権の移転等を受ける土地の要件（第5号）

所有権の移転等を受ける土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであることとされている。

- ① 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の後の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法第3条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- ② 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第5条第1項本文に規定する場合にあっては、同条第2項の規定により、同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- ③ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、所有権の移転等を受ける者が、所有権の移転等が行われた後において、利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

4 所有権移転等促進計画の作成に当たっての留意事項

市町村は、所有権移転等促進計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。

(1) 所有権移転等促進計画には、農用地についての所有権の移転等が必ず含ま

れていなければならないこと。

- (2) 法第7条第3項第2号の同意が円滑に得られるよう、あらかじめ、農業委員会等の関係者の協力を得るなどして、所有権移転等促進計画の案を作成すること。
- (3) 所有権の移転等の対象となる土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の後の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合には、農業委員会と事前調整を行い、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認すること。
- (4) 所有権の移転等の対象となる土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第5条第1項本文に規定する場合にあっては、農業委員会と事前調整を行い、同条第2項の規定により同条第1項の許可が可能か否かを確認すること。
- (5) 所有権の移転等が行われた後の土地の利用目的に関し、農業振興地域整備計画、都市計画への適合性の判断及び公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等を勘案した判断など様々な観点があるため、それらにふさわしい部局が緊密に連携を図りつつ処理すること。

5 農業委員会の決定

- (1) 市町村は、所有権移転等促進計画を定めようとするときは、所有権の移転等に係る土地ごとに、所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得た上で、農業委員会に諮り、その決定を経なければならない。
- (2) 所有権移転等促進計画を農業委員会の決定に係らしめているのは、農業委員会はその重要な任務の一つとして農用地の利用関係の調整に関する事務を担っていることによるものである。この場合、計画全体について農業委員会が決定することとしているが、農用地以外の土地に係る権利関係の調整について判断するものではない。
- (3) 農業委員会は、所有権移転等促進計画について決定を行うときは、農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他活性化計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとするとしている（施行規則第7条）。したがって、農業委員会は、活性化計画担当部局から所有権移転等促進計画の作成に係る事前相談があった場合には、これに応じるとともに、所有権移転等促進計画の決定に係る事務処理を遅滞なく完了させるよう努めるものとするのが望ましい。

6 都道府県知事の承認

(1) 市町村は、所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、所有権の移転等の対象となる土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第5条第1項本文に規定する場合に該当するものに限る。）であるときは、当該所有権移転等促進計画について、あらかじめ、都道府県知事の承認を得なければならない（法第7条第4項）。

(2) 市町村は、(1)の承認申請に当たっては、申請書に所有権移転等促進計画書及び次の書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない（施行規則第9条）。

① 次に掲げる事項を記載した書面

イ 土地の利用状況及び普通収穫高

ロ 所有権の移転等の当事者がその土地の転用に伴い支払うべき給付の種類、内容及び相手方

ハ 土地の転用の時期及び転用の目的に係る施設の概要

ニ 土地を転用することによって生ずる付近の農用地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

② 土地の位置を示す地図

③ その申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

④ 申請に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由記載した書面）

⑤ その他参考となるべき事項を記載した書類

7 所有権移転等促進計画の公告等

(1) 所有権移転等促進計画の公告

市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、次の事項を市町村の公報に掲載することその他所定的手段により、遅滞なく、その旨を公告しなければならない（法第8条第1項、施行規則第10条）。

① 所有権移転等促進計画を定めた旨及び当該所有権移転等促進計画

② 所有権移転等促進計画が法第7条第4項の規定により都道府県知事の承認を受けている場合には、その旨

(2) 所有権移転等促進計画の公告の事前通知

市町村は、所有権移転等促進計画の公告をしようとするときは、6の都道府県知事の承認を受けた場合を除き、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととされ（法第8条第2項）、この通知は、通知書に公告をしようとする所有権移転等促進計画及び当該公告の予定年月日を

記載した書面を添えてするものとする（施行規則第11条）。これは、所有権移転等促進計画について、その効力発生前に最終的に都道府県知事によって確認する機会を与えることが適当であるとの趣旨で設けられたものである。

市町村の事前通知に係る都道府県知事による確認に当たっては、所有権の移転等が行われた後の土地の利用目的に関し、農業振興地域整備計画、都市計画への適合性の判断及び公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等を勘案した判断など様々な観点があるため、それにふさわしい部局が緊密に連携を図りつつ処理することが望ましい。

（３）所有権移転等促進計画の公告の効果

市町村が農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定め、その旨を公告したときは、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する（法第9条）。

（４）所有権移転等促進計画の公告後の処理

- ① 所有権移転等促進計画の公告を行った市町村（以下「公告市町村」という。）は、当該計画に記載された所有権の移転等のうち所有権の移転等の内容が農地法第5条第1項本文に規定する場合にあっては、必要に応じて現地調査を行うほか、台帳を作成するなどにより、当該所有権の移転等の目的となった事業（以下「転用事業」という。）の公告後の進捗状況を常に把握しておくことが望ましい。
- ② 公告市町村は、転用事業の進捗状況が転用事業に係る計画（以下「転用事業計画」という。）に記載された工事の着手又は完了の時期から著しく遅延しているときその他転用事業を行う者（以下「転用事業者」という。）が転用事業計画どおりに工事を行っていないときは、当該転用事業者に対し、速やかに工事に着手し、又は工事を完了すべき旨その他転用事業計画どおり工事を行うべき旨を文書によって催告することが望ましい。
- ③ 公告市町村は、②の催告を行った後も転用事業者が転用事業計画に従った工事に着手せず、又は工事を完了しないまま放置している場合、その他転用事業計画どおり工事を行っていない場合において、所有権移転等促進事業計画に係る土地の利用目的を変更することにより、当該転用事業を完了させる見込みがあるときは、当該利用目的を変更するものとする。この場合、公告市町村は、所有権移転等促進計画の当該変更を行おうとする部分につき法第7条に定める手続に準じて変更を行い、さらに法第8条第1項に定める手続に準じて公告するものとする。

なお、このような手続を経ずに所有権移転等促進計画に記載された土地の利用目的以外の目的に供する転用が行われた場合には、農地法第4条及び第5条違反として所要の措置が講じられることとなる。

8 農地法の特例等

(1) 農地法の特例

- ① 農林地所有権移転等促進事業の実施によって農用地について所有権の移転等が行われる場合（転用のための所有権の移転等が行われる場合を除く。）には、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない（同法第3条第1項第4号の6）。
- ② 農林地所有権移転等促進事業の実施によって農用地について転用のための所有権の移転等が行われる場合には、農地法第5条第1項の許可を受けることを要しない（同法第5条第1項第1号の4）とともに、農林地所有権移転等促進事業の実施によって転用のため設定され、又は移転された権利に係る農地を所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するときは、農地法第4条第1項の許可を要しない（同法第4条第1項第3号の4）。
- ③ なお、上記以外には農地法の特例が設けられておらず、農林地所有権移転等促進事業の実施によって農用地について所有権の移転等が行われる場合には農地法第6条第1項（所有できない小作地）の規定が適用されるものであり、また農林地所有権移転等促進事業の実施によって農用地について設定された賃借権の期間が満了する場合には、農地法第19条（農地又は採草放牧地の賃借権の更新）の規定が適用され、賃借権の解除をし、解約申し入れをし、合意による解約をし、又は賃借権の更新をしない旨の通知をしようとする場合には農地法第20条第1項（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）の規定が適用されるものであることに留意する必要がある。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律の特例

農林地所有権移転等促進事業の実施によって農用地区域内の土地について開発行為をするため所有権の移転等が行われた場合において、当該土地を所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するときは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を要しない。

9 不動産登記の特例

法第8条第1項の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で不動産登記法（平成16年法律第123号）の特例を定めることができるとされており（法第10条）、権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第225号）が施行されたところである。

(1) 市町村による登記の嘱託

- ① 法第9条の規定により所有権の移転等が行われた場合、所有権等を取得した者からの請求があるときは、市町村は、その者のために所有権の移転等の登記を嘱託しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令（平成6年政令第258号）第2

条)。

- ② ①により登記を嘱託する場合には、不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条各号に掲げる事項のほか、嘱託する旨の記載をするとともに、第8条第1項の規定による公告があったことを証明する書面及び登記義務者の承諾書を添付しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令第3条）。
- ③ 登記官は、登記完了時に登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令第4条）。

（2）代位による登記の嘱託

- ① 市町村は、所有権移転等促進計画に係る所有権の移転等についての登記を嘱託する場合、必要があれば、土地の表示の変更の登記等について、代位による登記の嘱託をすることができるものとする（権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令第5条）。
- ② 登記官は、登記完了時に、（1）③と同様に、登記権利者のために登記識別情報を嘱託者に通知するとともに、当該通知を受けた嘱託者は、遅滞なく、登記権利者に通知しなければならないものとする（権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令第6条）。

第七 農地法等による処分についての配慮

活性化施設の整備を円滑に進めるに当たっては、当該整備の対象となる土地が各種の土地利用規制の対象となることが想定されることから、国の行政機関の長又は都道府県知事は、活性化計画の区域内の土地を当該活性化計画に定める活性化施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該活性化施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする（法第13条）。

なお、「その他の法律」としては、農業振興地域の整備に関する法律が考えられ、例えば、第7条の所有権移転等促進計画に従って、施設用地として農地が転用される場合に、その農地が農用地区域内にあるときは、農業振興地域整備計画の変更が必要になるが、都道府県知事は、当該変更を同意する場合に法の実施のために必要な措置であることに配慮することが望ましい。

〇〇活性化計画

〇〇県〇〇市

平成〇年〇月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称							
都道府県名		市町村名		地区名(※1)		計画期間(※2)	

目 標 : (※3)

目標設定の考え方

地区の概要:

現状と課題

今後の展開方向等(※4)

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度

の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

〇〇地区(〇〇県〇〇市)	区域面積 (※2)	〇〇ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係:		
②法第3条第2号関係:		
③法第3条第3号関係:		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

別記様式第2号(第六関係) 所有権移転等促進計画書

年度 号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第7条第1項の規定により、所有権移転等促進計画を定める。

年 月 日

市町村長名

印

第 1 所有権移転関係
1 各筆明細

整理番号						所有権の移転を受ける者の 氏名又は名称及び住所 (A)	(氏名又は名称)					(住所) [同意印]						
						所有権を移転する者の氏名 又は名称及び住所 (B)	(氏名又は名称)					(住所) [同意印]						
所有権を移転する土地 (C)						所有権の移転の内容 (D)							農用地の所有権移 転等に係る当事者 間の法律関係 (E)	所有権を移転する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備 考
所 在		地番	地 目		面積 ㎡	所有権 の登記 の有無	利用 目的	所 有 権 の 移 転 時期	対価 円	対価の 支 払 方 法	対価の 支 払 期 限	引渡の 時 期		住所	氏名 又は 名称	権原 の種 類	[同意印]	
大字	字		現況	登記簿														
この計画に同意する。 所有権の移転を受ける者 所有権を移転する者 所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者 住 所 (同上) 住 所 (同上) 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印																		

- (記載注意) (1) この各筆明細は、所有権の移転の当事者ごとに別葉とする。所有権の移転を受ける者が同一で、所有権を移転する者が異なる場合には、整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A) 欄及び (B) 欄の「他の各筆明細の整理番号」は、(A) 欄及び (B) 欄に掲げる者の同一公告に係る計画の他の各筆明細の整理番号を記載する。
- (3) (C) 欄は、大字別に記載する。
- (4) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び土地登記簿の地積がない場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きする。
- (5) (C) 欄の「所有権の登記の有無」は、土地登記簿の表題部に所有者の記載がある場合には (表) と、所有権の登記がある場合には (所) と、未登記の場合には (未) と記載する。
- (6) (D) 欄の「利用目的」は、所有権の移転による当該土地の利用目的 (例えば水田として利用、普通畑として利用、活性化施設用地 (交流促進施設、集出荷貯蔵施設等として利用)、開発して樹園地として利用等) を記載する。
- (7) (D) 欄の「対価」は当該土地の移転の対価 (立木等の額を算入したときはその合計額。なお、この場合には備考欄にその種類、数量等を

記載する。)の額を記載する。なお、交換の場合で交換差金を伴うときには、その額を記載すること。

(8) (E)欄は、所有権移転等に係る土地が農用地の場合に、当事者間の法律関係を「売買」等と記載する。

(9) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

(10) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって代えることができる。

(11) 「備考」欄は、次の事項を記載する。

① 所有権を移転する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該土地の利用目的が農用地の用に供する場合であつて、当該土地が農地法第3条第2項第6号に規定する土地であるときは、その旨

② 土地登記簿に所有権以外の権利に関する事項(例えば抵当権の登記等)があるときは、その旨

③ 対価を分割払いの方法により支払う場合にあっては、各支払期日ごとの支払金額

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者(譲渡人甲)は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(2) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。

(市町村が嘱託により登記することができることとなったとき)

(3) 所有権の移転の登記

この所有権移転等促進計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者(譲受人乙)の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。

(4) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。

(5) 法律関係の解除

譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの所有権移転等促進計画に基づく義務を履行しないときは、この所有権移転等促進計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(6) 所有権取得者の責務

譲受人乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(7) 取消権の留保

所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。

(8) その他

この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市町村が協議して定める。

(記載注意) これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号		氏名又は名称							性別		年齢				農作業従事日数	日			
所有権の移転等を受ける 土地の面積 (A) m ²	所有権の移転等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積 m ² (B)							利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	所有権の移転等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)						所有権の移転等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)		所有権の移転等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
	所有地			借入地		経営地 ①+④	氏 名		年 齢	性 別	続 柄	従事日数	備 考	種 類	数 量	種 類	数 量		
自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	耕作地 ④	その他 ⑤															
田		田						構 成 員 常 雇											
畑		畑																	
樹園地		樹園地																	
採草放牧地		採草放牧地																	
樹園地		樹園地							季節・臨時雇	年間延日数 男 日、女 日									
その他		その他																	

(記載注意) (1) 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。

(2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、所有権の移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

なお、「その他」には、混牧林地、活性化施設（交流促進施設、集出荷貯蔵施設等）の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して活性化施設（交流促進施設、集出荷貯蔵施設等）の用に供される土地の別にその面積を記載する。

- (3) (B) 欄の、「自作地」欄には所有権に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有権」のうちの「その他」欄には農業経営を委託しているもの及び不耕作地等その所有者その他及びその世帯員により現に工作又は養畜の事業に供されていないものを、「借入地」のうちの「その他」欄には所有権以外の権原を有する土地で現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「備考」には、その農業経営に必要な農作業がある限りその農作業に常時従事しているかどうかを記載する
- (6) (F) 欄の「農機具の所有状況」には、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
- (7) 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地基本台帳により整理されている場合には、農地基本台帳番号〇〇、氏名又は名称、性別、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

第2 地上権設定関係

1 各筆明細

整理番号					地上権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				(氏名又は名称)				(住所) [同意印]			
					地上権を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)				(氏名又は名称)				(住所) [同意印]			
地上権を設定する土地(C)					設 定 す る 地 上 権 (D)						農用地の所有権 移転等に等に係る 当事者間の法律 関係 (E)	地上権を設定する土地の (B) 以外の 権原者等 (F)				備 考
所 在		地番	現況 地目	面積 m ²	利用権 の種類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	地 代	地代の支 払方法		住 所	氏名又は 名 称	権原の 種 類	[同意印]	
大字	字															
この計画に同意する。 地上権の設定を受ける者 地上権を設定する者 地上権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者 住 所 (同上) 住 所 (同上) 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印																

- (記載注意) (1) この各筆明細は、地上権設定の当事者ごとに別葉とする。地上権の設定を受ける者が同一で、地上権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (D) 欄の「内容」は、地上権の設定による当該土地の利用目的 (例えば活性化施設として利用) 及び当該地上権に附帯する条件等を記載する。
- (3) (D) 欄の「存続期間 (終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日 (始期) から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (4) (D) 欄の「地代」は、当該土地の1年分の地代 (期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の地代) の額を記載する。
- (5) (D) 欄の「地代の支払方法」は、地代の支払期限と支払方法 (例えば、毎年〇月〇〇月までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等) を記載する。
- (6) 地上権を設定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該土地の利用目的が農用地の用に供する場合であって、当該土地が農地法第3条第2項第6号に規定する土地であるときは、その旨を「備考」欄に記載する。
- (7) その他は、第1の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される地上権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 地代の支払猶予
地上権を設定する者（以下「甲」という。）は、地上権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、地代の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 租税公課の負担
甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (3) 取消権の留保
所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。
- (4) 法律関係の解除
甲又は乙は、相手方がこの所有権移転等促進計画に基づく義務を履行しないときは、この所有権移転等促進計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (5) 地上権の目的物の返還
地上権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (6) 地上権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この所有権移転等促進計画に定めるところにより設定される地上権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (7) 地上権取得者の責務
乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (8) その他
この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

（記載注意） これは、記載例であるので、所有権の移転の内容等に応じて必要な事項を定めること。

（3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等）
第1の3と同じ。

第3 賃借権（使用貸借による権利）設定関係

1 各筆明細

整理番号					賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				(氏名又は名称)		(住所) [同意印]					
					賃借権（使用貸借による権利）を設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)				(氏名又は名称)		(住所) [同意印]					
賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地 (C)					設 定 す る 賃 借 権 (使用貸借による権利) (D)					農用地の所有権移転等に係る当事者間の法律関係 (E)	賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備 考	
											所 在	地番	現況 地目	面積 ㎡		利用権 の種類
大字	字															
この計画に同意する。 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者以外の者で賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 住 所 (同上) 住 所 (同上) 住 所 (同上) 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印																

- (記載注意) (1) この各筆明細は、賃借権（使用貸借による権利）設定の当事者ごとに別葉とする。賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者が同一で、賃借権（使用貸借による権利）を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権（使用貸借による権利）が設定される場合には、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (3) (D) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」と記載する。
- (4) (D) 欄の「内容」は、賃借権（使用貸借による権利）の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹

園地として利用、活性化施設用地（交流促進施設、集出荷貯蔵施設等として利用）を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。

- (5) (D) 欄の「存続期間（終期）」は、「○年」又は「○○年○○月○○日（始期）から○○年○○月○○日まで」と記載する。
- (6) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃）の額を記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法（例えば、毎年○月○○月までに○○農協の○○名義の貯金口座に振り込む等）を記載する。
- (8) 賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該土地の利用目的が農用地の用に供する場合であって、当該土地が農地法第3条第2項第6号に規定する土地であるときは、その旨を「備考」欄に記載する。
- (9) その他は、第1の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
賃借権（使用貸借による権利）を設定する者（以下「甲」という。）は、賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 借賃の減額
賃借権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権（使用貸借による権利）の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

{

(第2案)

(3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権（使用貸借による権利）の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は賃借権（使用貸借による権利）を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課の負担
ア 甲は、賃借権（使用貸借による権利）目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、賃借権（使用貸借による権利）目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 賃借権（使用貸借による権利）の目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (7) 賃借権（使用貸借による権利）目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から○○日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 賃借権（使用貸借による権利）に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この所有権移転等促進計画に定めるところにより設定される賃借権（使用貸借による権利）に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 賃借権（使用貸借による権利）取得者の責務

乙は、この所有権移転等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 取消権の留保

所有権移転等促進計画の公告後の事情変更により所有権移転等促進事業の目的を達成することが困難となったときは、市町村は所有権移転等促進計画を取り消すことができる。

(11) その他

この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

(3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等)

第1の3と同じ。

第4 地上権（賃借権・使用貸借による権利）移転関係
1 各筆明細

整理番号					地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)				(氏名又は名称)				(住所) [同意印]				
					地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)				(氏名又は名称)				(住所) [同意印]				
地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する土地 (C)					移転する地上権（賃借権・使用貸借による権利） (D)						農用地の所有権移転等に係る当事者間の法律関係 (E)		地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する土地の (B) 以外の権原者等 (F)				備考
所在		地番	現況地目	面積 m ²	権利の種類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	借 賃	地代（借賃）の支払方法			住 所	氏名又は 名 称	権原の 種 類	[同意印]	
大字	字																
この計画に同意する。 地上権（賃借権・使用貸借による権利）の移転を受ける者 地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者 地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者以外の者で地上権（使用貸借による権利）を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 住 所（同上） 住 所（同上） 住 所（同上） 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印 〇〇 〇〇 印																	

(記載注意) 第2の1及び第3の1の記載注意と同じ。

2 共通事項

この所有権移転等促進計画の定めるところにより設定される地上権（賃借権・使用貸借による権利）は、1 の各筆明細に定めるもののほか、この所有権移転等促進計画の定めのない事項及び所有権移転等促進計画に関し疑義が生じたときは、地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転する者、地上権（賃借権・使用貸借による権利）を移転う受ける者及び市町村が協議して定めるところによる。

（3 所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等）

第1の3と同じ。